

○長崎大学卓越大学院プログラム「世界を動かすグローバルヘルス人材育成プログラム」教育研究支援経費細則

平成31年3月22日

細則第6号

(趣旨)

第1条 この細則は、長崎大学卓越大学院プログラム「世界を動かすグローバルヘルス人材育成プログラム」規程（平成31年規程第7号。以下「規程」という。）第23条第2項の規定に基づき、卓越大学院学生（規程第12条第4項に規定する卓越大学院学生をいう。以下同じ。）及び卓越大学院候補学生（規程第12条第4項に規定する卓越大学院候補学生をいう。以下同じ。）に給付する博士課程における修学及び研究に専念するための資金（以下「教育研究支援経費」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(教育研究支援経費)

第2条 教育研究支援経費は、家計基準に抛らない給付型の支援経費とする。

(受給資格)

第3条 教育研究支援経費を受給することができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 卓越大学院学生又は卓越大学院候補学生であること。
- (2) 博士課程又は博士後期課程に在学する者で、受給開始後、1年以上継続して長崎大学卓越大学院プログラム「世界を動かすグローバルヘルス人材育成プログラム」（以下「プログラム」という。）を受講することが見込まれるものであること。
- (3) 給付型の支援経費を受給していないこと。
- (4) 教育研究支援経費を受給しようとする期間中にアルバイト料等の報酬（次に掲げる業務に係る報酬を除く。）を受給していないこと。

ア プログラムの実施に不可欠なティーチング・アシスタント及びリサーチ・アシスタントの業務

イ 学生の教育研究上必要不可欠な診療の業務

ウ 大学、短期大学又は高等専門学校の非常勤講師の業務

エ 学生自身の研究に関連する学会関係の補助業務（継続的に従事する場合及び単純な業務に従事する場合を除く。）

オ スーパーサイエンスハイスクールをはじめとする高等学校における課題研究活動等のティーチング・アシスタントの業務

カ 研究内容の社会実装の観点から学生が参加するベンチャー企業の業務

キ 学生の教育研究上必要であるとプログラムコーディネーターが判断する業務
(重複受給の制限)

第4条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる経済的支援等(入学科及び授業料の免除を除く。)を受けている者は、教育研究支援経費を受給することができない。

- (1) 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金の貸与を受けている者
- (2) 外国人留学生であつて、日本政府(文部科学省)奨学金若しくは独立行政法人日本学生支援機構の学習奨励費を受給している者又は母国の奨学金により支援を受けている者
- (3) 長崎大学(以下「本学」という。)の奨学金(本学の基金等による授業料を援助するための奨学金を除く。)を受給している者
- (4) その他前3号に掲げる経済的支援等を受けている者に準ずる者
(給付者数及び給付額)

第5条 教育研究支援経費の給付者数及び給付額は次に掲げるとおりとする。

- (1) 卓越大学院学生に対し、1人当たり月額20万円
- (2) 卓越大学院候補学生に対し、各年次5人を上限とし、1人当たり月額10万円

2 前項の規定にかかわらず、教育研究支援経費の給付額は、社会経済の状況その他の事情により変動することがある。

(申請)

第6条 教育研究支援経費の給付を受けようとする者は、所定の申請書を長崎大学グローバルヘルスプログラム運営委員会委員長(以下「プログラム委員長」という。)に提出しなければならない。

(選考委員会)

第7条 規程第9条に基づき、長崎大学グローバルヘルスプログラム運営委員会(以下「運営委員会」という。)に長崎大学グローバルヘルスプログラム教育研究支援経費受給候補者選考委員会(以下「選考委員会」という。)を置く。

2 選考委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) プログラムコーディネーター
- (2) 運営委員会の委員のうちから選出された者 5人
- (3) その他プログラム責任者が必要と認めた者

3 前項第2号及び第3号の委員は、プログラム責任者が命ずる。

- 4 選考委員会に委員長を置き、第2項第1号の委員をもって充てる。
- 5 委員長は、会議を招集し、その議長となる。
- 6 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。
(選考)

第8条 選考委員会は、教育研究支援経費の申請者が提出した申請書類及び入学試験の成績に基づき総合的に審査を行い、教育研究支援経費の受給候補者（以下「受給候補者」という。）を選考するものとする。

- 2 選考委員会の委員長は、前項の選考を行ったときは、プログラム委員長に受給候補者を推薦するものとする。

(受給者の決定)

第9条 プログラム委員長は、選考委員会の委員長からの推薦に基づき、教育研究支援経費の受給者（以下「受給者」という。）を決定の上、選考の結果を教育研究支援経費の給付を開始する前までに申請者に通知するとともに、受給者名をプログラムのホームページで公表するものとする。

(給付期間)

第10条 教育研究支援経費の給付期間は、一会計年度内とする。ただし、次条に規定する給付継続審査により教育研究支援経費を継続して給付することが認められた者に対しては、標準修業年限内に限り継続して給付することができるものとする。

- 2 前項ただし書の規定にかかわらず、社会経済の状況その他の事情の変化によっては、教育研究支援経費を継続して給付できない場合がある。

(給付継続審査)

第11条 選考委員会は、受給者から教育研究支援経費の給付の継続に係る申請があったときは、学業成績について総合的に審査を行い、審査結果を次に掲げる区分によりプログラム委員長に報告する。

- (1) 継続 教育研究支援経費の給付を継続する。
- (2) 指導 教育研究支援経費の給付を継続するが、学業成績等の向上に努力するよう指導する。
- (3) 停止 教育研究支援経費の給付を停止する。

- 2 プログラム委員長は、前項の報告に基づき審査結果を当該受給者に通知するとともに、教育研究支援経費が継続給付となった者をプログラムのホームページで公表するものとする。

(報告書の提出)

第12条 受給者は、教育研究支援経費を受給した年度の終了後速やかに、修学及び研究の進捗状況並びに成果等について、所定の報告書により、プログラム委員長に報告しなければならない。

(教育研究支援経費給付の停止)

第13条 プログラム委員長は、受給者が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合には、教育研究支援経費の給付を停止する。ただし、給付停止の事由が休学による場合には、選考委員会において審査を行った上で、復学後に教育研究支援経費の給付を再開することができる。

- (1) 休学したとき。
- (2) 退学又は修了したとき。
- (3) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなると認められるとき。
- (4) プログラムを受講しなくなったとき。
- (5) 教育研究支援経費の給付を受けることを辞退したとき。
- (6) 学業成績が著しく不良であると認められたとき。
- (7) 本学の規則に違反し、又はその本分に反する行為があったとき。
- (8) 教育研究支援経費の申請書に虚偽の記載があったとき。
- (9) 前条に規定する報告書の提出がないとき。
- (10) その他教育研究支援経費の受給者として相応しくないと認められたとき。

(教育研究支援経費の返還)

第14条 プログラム委員長は、前条第6号から第8号までに掲げる事由により、教育研究支援経費の給付を停止した場合には、受給者に教育研究支援経費の一部又は全部の返還を求めることができる。

(競争的資金の受給)

第15条 第3条の規定にかかわらず、受給者が他の競争的資金を受けて研究活動等を実施することが不可欠である場合は、当該競争的資金に応募することができるものとする。

2 受給者は、前項の規定に基づき他の競争的資金に応募する場合は、所定の様式により、あらかじめプログラム委員長の承認を得なければならない。

(実施体制の整備)

第16条 プログラム委員長は、教育研究支援経費を適正に給付するため、必要な体制を整備するとともに、次に掲げる書類の作成、保存等を行うものとする。

- (1) 受給者が1年以上プログラムを受講していること及び他の給付型の支援経費を受給していないことを証明できる書類
- (2) 受給者がプログラムの教育研究への参加及び専念を宣誓した書類
- (3) 受給者に教育研究支援経費を給付したことが証明できる書類
(旅費等の支給)

第17条 プログラム委員長は、プログラムにおける教育研究目的を達成するために必要と認められる場合には、受給者に対して教育研究支援経費とは別に、留学、インターンシップ等に係る旅費及び滞在費を支給することができるものとする。

(事務)

第18条 教育研究支援経費に関する事務は、卓越大学院プログラム支援事務室において処理する。

(補則)

第19条 この細則に定めるもののほか、教育研究支援経費に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、平成31年4月1日から施行し、平成30年11月1日から適用する。